

造船・船用工業分野特定技能1号試験実施要領の一部改正予定について

「『特定技能』に係る試験の方針について」が令和2年1月30日に一部改正され、令和2年4月1日に施行となることから、これに合わせて造船・船用工業分野特定技能1号試験実施要領についても併せて改正します。

改正する内容は下記のとおりであり、4月1日にホームページにて公表予定です。

記

- ・ 在留資格を有している者であれば受験することができるようになり、在留資格「短期滞在」をもって日本に在留する者についても受験が可能となる。
(※在留資格を有していない者(不法残留者等)については、引き続き認められない。)
- ・ 溶接以外の5つの業務区分(塗装・鉄工・仕上げ・機械加工・電気機器組立て)の造船・船用工業分野特定技能試験の実施が可能となる。
(※具体的な試験実施スケジュールについては一般財団法人日本海事協会に問合せ願います。)

以上